

いちき串木野市映像放映の活用について(募集)

いちき串木野市では、市の取組に対する興味や理解、市政への市民参加促進、事業者の地域貢献の機会拡大を目的として串木野庁舎 1 階玄関ロビーに設置してあるモニターに行政情報及び広告を 11 月 1 日から放映することといたしました。それに伴い、広告を掲載する事業者を募集しています。

広告等の掲載について

① 広告募集期間

令和 7 年 11 月 1 日から

② 掲載場所

串木野庁舎 1 階玄関ロビー

③ 放映内容

日本民間放送連盟放送基準に適合し、市民生活に関連したもの、また、次の内容のいずれにも該当しないものとします。

ア 市の公共性、中立性又はその品位を損なうおそれがあるもの

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる営業に該当するもの

ウ 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの

エ 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

オ 前各号に掲げるもののほか、市長が掲載する広告として適当でないと認めるもの

④ 広告等のデザイン

色彩及び意匠等が、次の内容のすべてを満たすものとします。

ア 規則的なパターン模様（縞模様、渦巻き模様、同心円模様等）が、画面の大部分を占めていないもの

イ 映像又は光の点滅が 1 秒間に 3 回を超えていないもの

ウ コントラストの強い画面の反転表示が継続していないもの

エ 視聴者が通常、感知し得ない方法によって、何らかのメッセージの伝達を意図する手法（サブリミナル的手法）を使用していないもの

オ 市のイメージを損なうことがないと判断できるもの

カ 前に掲げるもののほか、広告デザインとして適当であると市長が認めるもの

⑤掲載料、掲載期間及び時間

1 か月当たりの掲載料は次のとおりとします

種別	掲載時間	掲載料(一枠当たり)
動画広告等	15秒	5,000円/月
	30秒	10,000円/月

※動画広告等で 30 秒を超える場合は、15 秒ごとに5,000円を加算するものとし、最長3分間までとします。

掲載料について、市や主催する事業等のため広告等を掲載する場合、公用若しくは公益上必要があると市長が認めたときは、掲載料を免除します。

掲載期間は、広告等を掲載する月の初日から末日までの1か月以内とします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日は除きます。二つの月にまたがる場合、掲載期間が31日以内であれば1か月とみなします。

掲載時間は午前8時30分から午後5時15分までとし、1日の掲載回数は20回を目途とします。

掲載の申込み等について

(1) 掲載の申込み

有料広告掲載申込書(様式第1号)に広告等案を添えて水産商工課に提出してください。広告等案については、USBデータ等、電子媒体での提出となります。

(2) 掲載の可否

申込書の提出後、審査会により掲載の可否を行ったうえ、結果をご連絡します。広告等案について、修正をお願いする場合があります。

(3) 掲載料の納入

掲載決定の通知とあわせ、掲載料の納入通知書を送付します。指定する期日までに、一括して納入となります。

(お問合せ先)

いちき串木野市役所 水産商工課 商工係

電話 0996-32-3111 (代表) または 0996-33-5638 (直通)

メール shokan1@city.ichikikushikino.lg.jp